



令和7年8月29日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 金田 博幸

課長補佐 原田 英一

電話 097-536 - 3213

報道関係者 各位

令和7年度（第76回）全国労働衛生週間説明会を開催します！

～今年のスローガンは「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、全国労働衛生週間を実施しています。

全国労働衛生週間は、昭和25年から毎年実施しており、今年で76回目になります。毎年9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から10月7日までを本週間とし、この間、各職場で職場巡視やスローガン掲示、労働衛生に関する講習会・見学会など、さまざまな取組を実施します。

大分労働局(局長 あきやままさき 秋山雅紀)及び管内の労働基準監督署では、県内企業の各職場において上記の取組が積極的に実施されるよう、以下の支援等を行います。

また、県下の各労働基準監督署においては、全国労働衛生週間準備期間である9月に6会場(オンラインを含む)で「全国労働衛生週間説明会(資料1)」を開催し、「令和7年度全国労働衛生週間実施要綱(資料2)」、「労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて(資料3)」等の周知を行います。

管内の労働基準監督署では、準備期間中、県内企業を対象に全国労働衛生週間説明会(資料1)を開催し、管内状況に応じた資料を配付して説明の上、同期間中に日常の労働衛生活動の総点検を行うよう促すとともに、本週間中に以下の事項の実施を呼びかけます。

全国労働衛生週間(10/1～7)に実施する事項(資料2：抜粋)

- ・事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ・労働衛生旗の掲揚及びスローガンなどの掲示
- ・労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- ・有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故など緊急時の災害を想定した実地訓練等実施 など

○ 改正された労働安全衛生法等の内容(資料3：抜粋)

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を進める

ため、新たに以下のような事項などが盛り込まれました。

1 職場のメンタルヘルス対策の推進（労働安全衛生法）

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数 50 人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。（施行日：公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日）

2 高年齢労働者の労働災害防止の推進（労働安全衛生法）

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した「作業環境の改善」、「作業の管理」などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。また、国はこの措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表します。施行日：令和 8 年 4 月 1 日）

3 治療と仕事の両立支援の推進（労働施策推進法）

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。また、国はこの措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表します。（施行日：令和 8 年 4 月 1 日）

参考 大分県における労働衛生の現状

職業性疾病の発生状況（資料 4）

大分県の令和 6 年における休業 4 日以上職業性疾病による被災者（新型コロナウイルス患者を除く。）は 121 人で前年を 9 人下回りました。

このうち、災害性腰痛によるものが最も多く 48 人で 40%、次いで熱傷や熱中症などの異常温度条件によるものが 26 人（うち死亡 1 人）で 21%となっています。

なお、令和 6 年の新型コロナウイルス患者は 82 人でした。

定期健康診断実施結果の状況（資料 5）

大分県の令和 6 年における労働安全衛生法に基づく定期健康診断結果の有所見率は 62.16%で、前年よりも 2.21%高く、全国平均の 59.44%を上回っている状況です。

過労死等の労災補償状況（資料 6）

大分県の令和 6 年における精神障害に関する労災請求件数は 15 件（前年 30 件）で、労災支給決定件数は 7 件（前年 17 件）でした。

また、脳・心臓疾患に関連する労災請求件数は 8 件（前年 12 件）で、労災支給決定件数は 2 件（前年 1 件）でした。

添付資料

資料 1 令和 7 年度全国労働衛生週間説明会を開催します（ご案内）

資料 2 令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

資料 3 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて

資料4 職業性疾病の発生状況（全国労働衛生週間のしおり抜粋）

資料5 定期健康診断実施結果の状況（全国労働衛生週間のしおり抜粋）

資料6 過労死等の労災補償状況（全国労働衛生週間のしおり抜粋）

* 報道機関の皆様へ

説明会への取材を希望される場合は、説明会会場（資料1）の所轄労働基準監督署へ直接ご連絡ください。

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
大分労働基準監督署	〒870-0016 大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2F	安全衛生課 097-535-1513	大分市・別府市・ 杵築市・由布市・ 国東市・日出町・ 姫島村
中津労働基準監督署	〒871-0031 中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2F	0979-22-2720	中津市・ 豊後高田市・ 宇佐市
佐伯労働基準監督署	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3F	0972-22-3421	佐伯市・臼杵市・ 津久見市
日田労働基準監督署	〒877-0012 日田市淡窓 1-1-61	0973-22-6191	日田市・玖珠町・ 九重町
豊後大野労働基準監督署	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4F	0974-22-0153	竹田市・豊後大野市

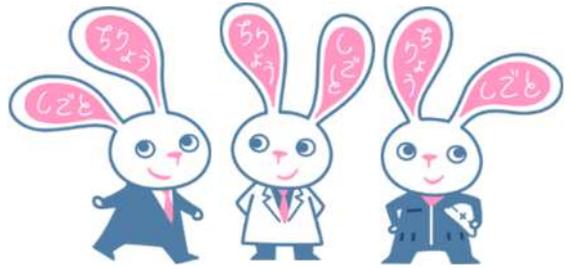
労働基準監督署からのお知らせ

全国労働衛生週間説明会を開催します

第76回目となる全国労働衛生週間（10月1日～7日）を迎えるにあたって、大分県内の各労働基準監督署と労働基準協会各支部は、準備期間中の9月に、下記のとおり説明会を開催します。

本説明会では全国労働衛生週間実施要綱や事業場における労働衛生対策などについて説明します。

事業主又は労働衛生担当者のご参加をお願いします。

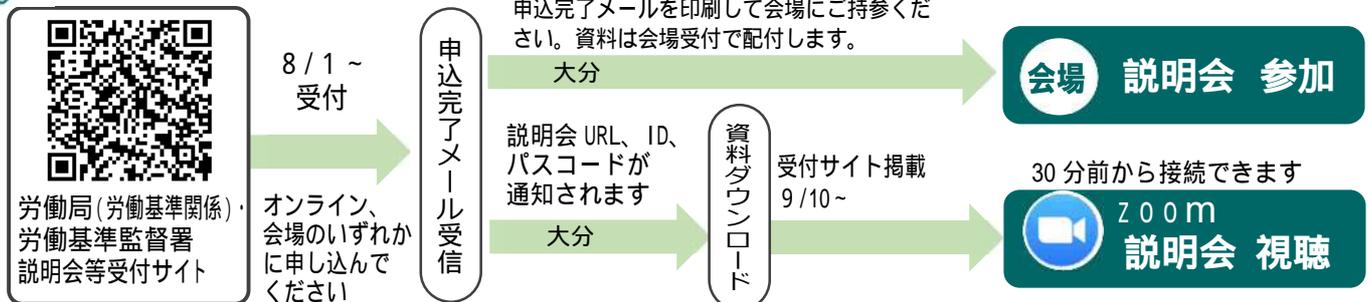


治療と仕事の両立支援ナビ

説明会の開催日時

監督署・協会支部	月日(曜)	時間	場所又は開催方法	申込	対象地域
大分	9月11日(木)	14時～15時30分	ビーコンプラザ中会議室 定員は申込先着200名	受付サイトから申込要 9月8日〆切	大分市、別府市、杵築市、由布市、国東市、日出町、姫島村
	9月12日(金)	14時～15時30分	オンライン 定員500名		
中津	9月11日(木)	10時30分～12時 対象 製造業・運輸交通業 13時30分～15時 対象 上記以外の業種	宇佐文化会館 小ホール	不要	中津市、豊後高田市、宇佐市
佐伯	9月11日(木)	14時～16時	津久見市民会館	不要	佐伯市、臼杵市、津久見市
日田	9月18日(木)	14時～16時	パトリア日田 大ホール	不要	日田市、玖珠町、九重町
豊後大野	9月11日(木)	14時～16時	エイトピアおおの 小ホール	不要	竹田市、豊後大野市

受付サイトを利用する説明会（大分）の当日までの流れ



オンライン説明会 は、Web 会議サービス Zoom（ズーム）を使用します。Zoom の視聴にはインターネット環境が必要です。視聴に使用する端末に Zoom アプリをインストールすることをお勧めします。

大分署開催の説明会は「会場」又は「オンライン」のいずれかを選択して参加してください。どちらも受付サイトからの申込みが必要です。なお、「会場」の定員は申込先着 200 名です。

その他の会場説明会（中津、佐伯、日田、豊後大野）の留意事項

事前の申込みは不要です。当日は8月中旬に送付するハガキを会場にご持参ください。

資料は、会場受付でハガキと引き換えに配付します。

令和7年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和6年度には1,296件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和6年度には1,055件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和6年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

3 期間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

- (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項
 - ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
 - イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
 - ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
 - エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
 - オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施
- (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- e 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(イ) 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

- a 事業者によるメンタルヘルス対策の表明
- b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
- c 4つのメンタルヘルスカケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進
- d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
- e ストレスチェック制度の適切な実施（実施結果の労働基準監督署への報告を含む）の徹底、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
- f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
- g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
- h 産業保健総合支援センターにおけるストレスチェックの実施等のメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- i 地域産業保健センター（高ストレス者の医師の面接指導等の産業保健サービス）の活用

(ウ) 小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

- a 産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実
- b 一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底
- c ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用

した職場環境改善の取組の推進

- d 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

(エ)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

- a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
- b 研修等による両立支援に関する意識啓発
- c 相談窓口等の明確化、社内における両立支援体制の整備
- d 個人情報保護のための適切な情報管理
- e 両立支援に関する休暇・勤務制度等の整備
- f 両立支援コーディネーターの活用
- g 産業保健総合支援センターによる支援の活用

(オ)女性の健康課題の理解促進に関する事項

- a 女性の健康課題に関する健康教育や相談体制の整備等の取組の実施
- b 産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講
- c 産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

(カ)労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒・腰痛災害）防止対策

- a 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
- b 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進
 - (a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - (b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施
 - (c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進
 - (d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人への負担の軽減

(キ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進等に関する事項

- a 熱中症のおそれのある作業員の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- b 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- c 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- d 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施

- e 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認
- (ク)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
- a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ケ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項
- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
 - b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保
- (コ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項
- a 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS 交付等の状況の確認
 - b SDS 等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施（業種別・作業別の化学物質管理マニュアル（建設業、ビルメンテナンス業、食料品製造業など）に基づく対策等の実施を含む）
 - c ラベル・SDS の内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - d 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - e 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底
 - f 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - g リスクアセスメント対象物健康診断、特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - h 塗料等の剥離作業における剥離剤による健康障害防止対策の徹底
- (サ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項
- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの

対策の実施に対する発注者による配慮の推進

- (a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
- (c) 隔離・湿潤化の徹底
- (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b 吹付け石綿等の損傷、劣化等により、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

- (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握
- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷、劣化等の状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の損傷、劣化等の状況を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

- (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

- (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

(シ) 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

a 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

b 「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強

化について」(平成24年8月10日付け基発0810第1号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

イ 労働衛生3管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実(総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者の選任及びその労働基準監督署への報告の徹底を含む)とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の毎月1回以上の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進
- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

(エ) 「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項

- a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
- b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
- d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
- e 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

(オ) 労働衛生教育の推進に関する事項

- a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

- b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
 - a 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
 - b 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア) 粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第10次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
 - (b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c) じん肺健康診断の着実な実施
 - (d) 離職後の健康管理の推進
 - (e) その他地域の実情に即した事項
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ) 電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 騒音健康診断の実施
 - b 聴覚保護具の使用
 - c 騒音障害防止対策の管理者の選任
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事

項

エ 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

- a 請負人等が労働者と同じ場所で就業する場合における保護具の着用の周知や立入りが禁止された場所への立入禁止の遵守義務等の安全衛生の確保に必要な措置の実施
- b 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- c その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

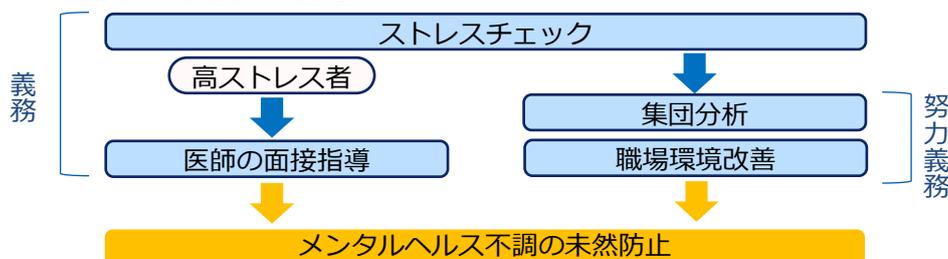
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



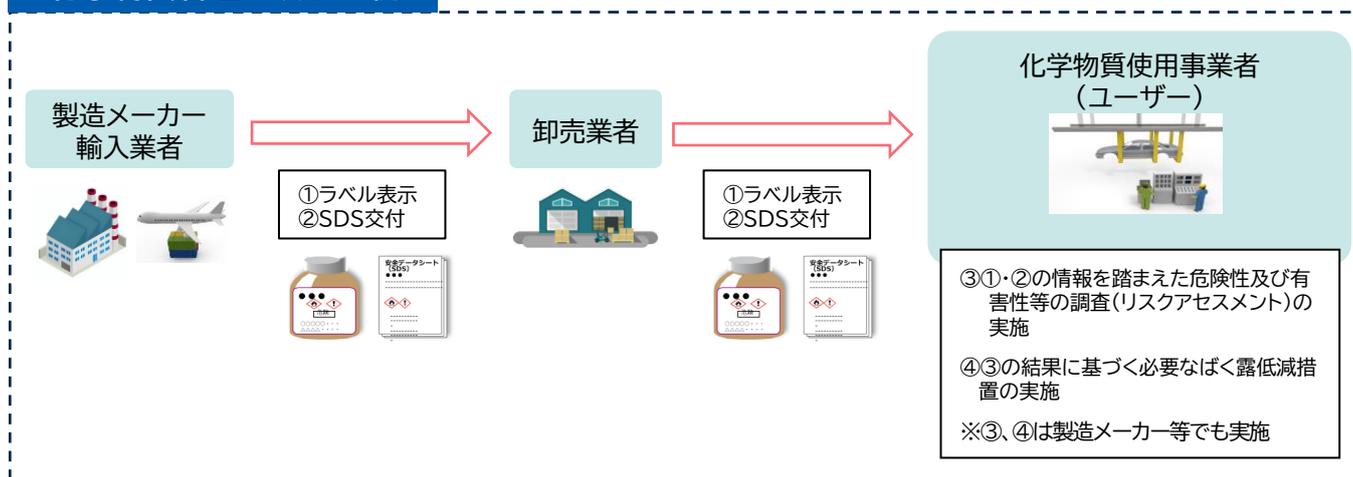
3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

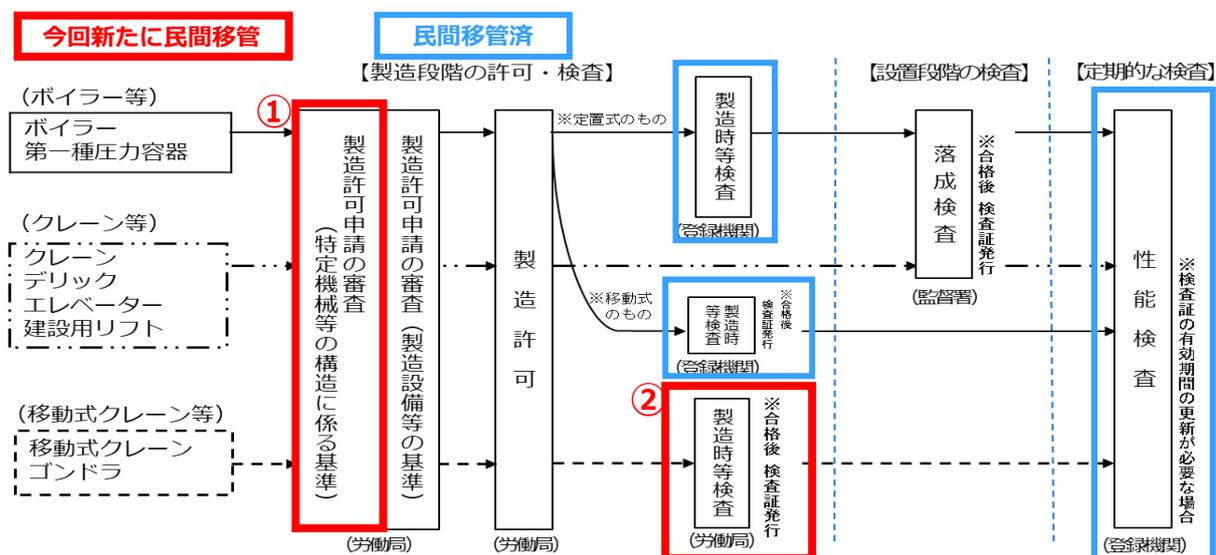
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an_eihou/index_00001.html

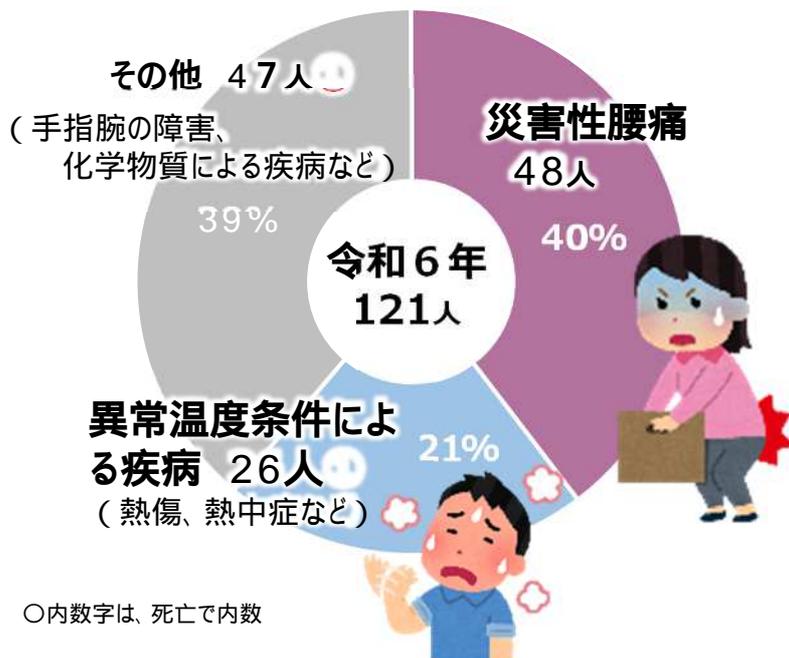
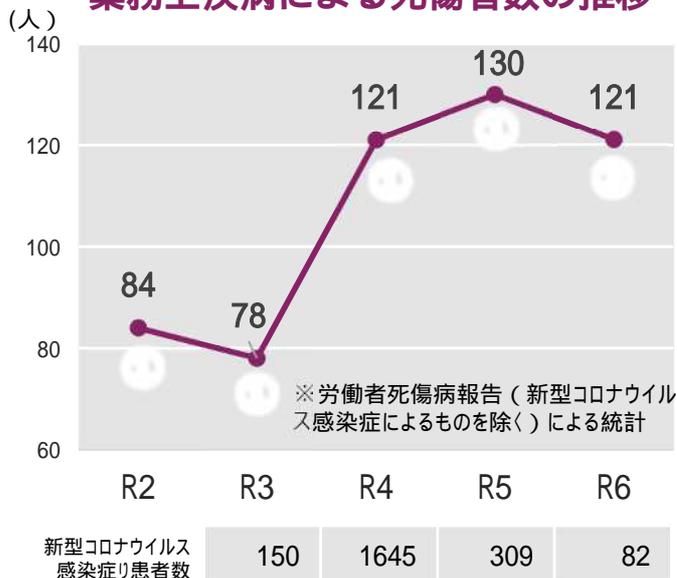


安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



大分県における休業4日以上業務上疾病（新型コロナウイルス患者数を除く。）は、令和4年から増加しています。疾病を分類別にみると、令和6年の業務上疾病のうち、「災害性腰痛」によるものが最も多く、40%を占めています。また、高温物体との接触による熱傷や高温環境下における熱中症などの異常温度条件による疾病も多く発生しており、このうち熱中症による死傷者数は13人となっています。

業務上疾病による死傷者数の推移



「仕事柄、腰痛は仕方がない」とあきらめていませんか？

職場における腰痛予防対策

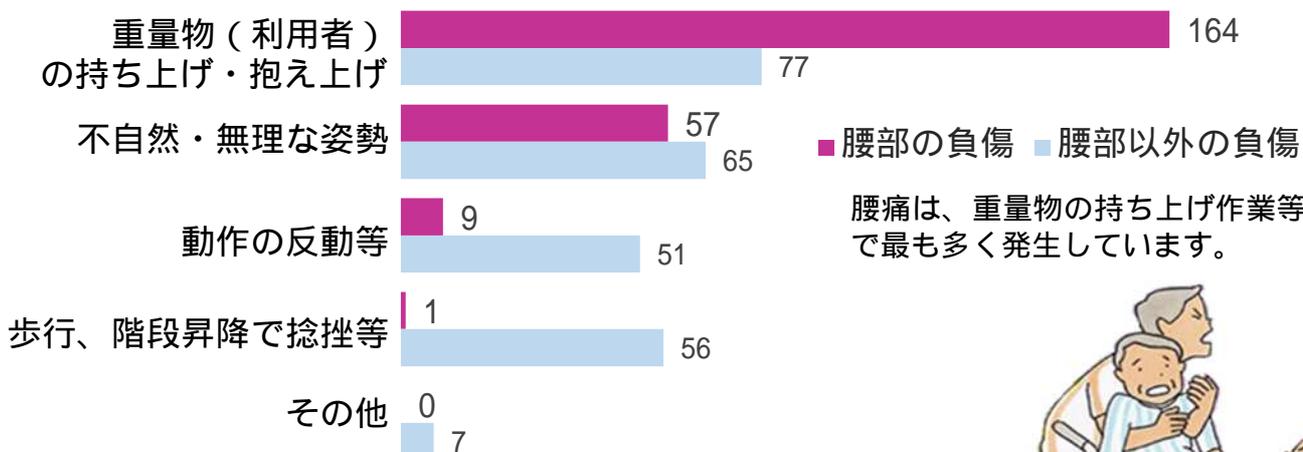
不自然な姿勢を長く続ける作業や利用者を抱きかかえることがある病院・社会福祉施設における腰痛は「職業病」とあきらめがちですが、しっかりと対策をすれば防ぐことができます。



職場における腰痛の発生状況 1

大分県 「動作の反動・無理な動作」の発生状況 | 過去3年

出典は令和3年～5年の労働者死傷病報告。確定後の受理を含む。以下同じ。N=487



腰部の負傷事例

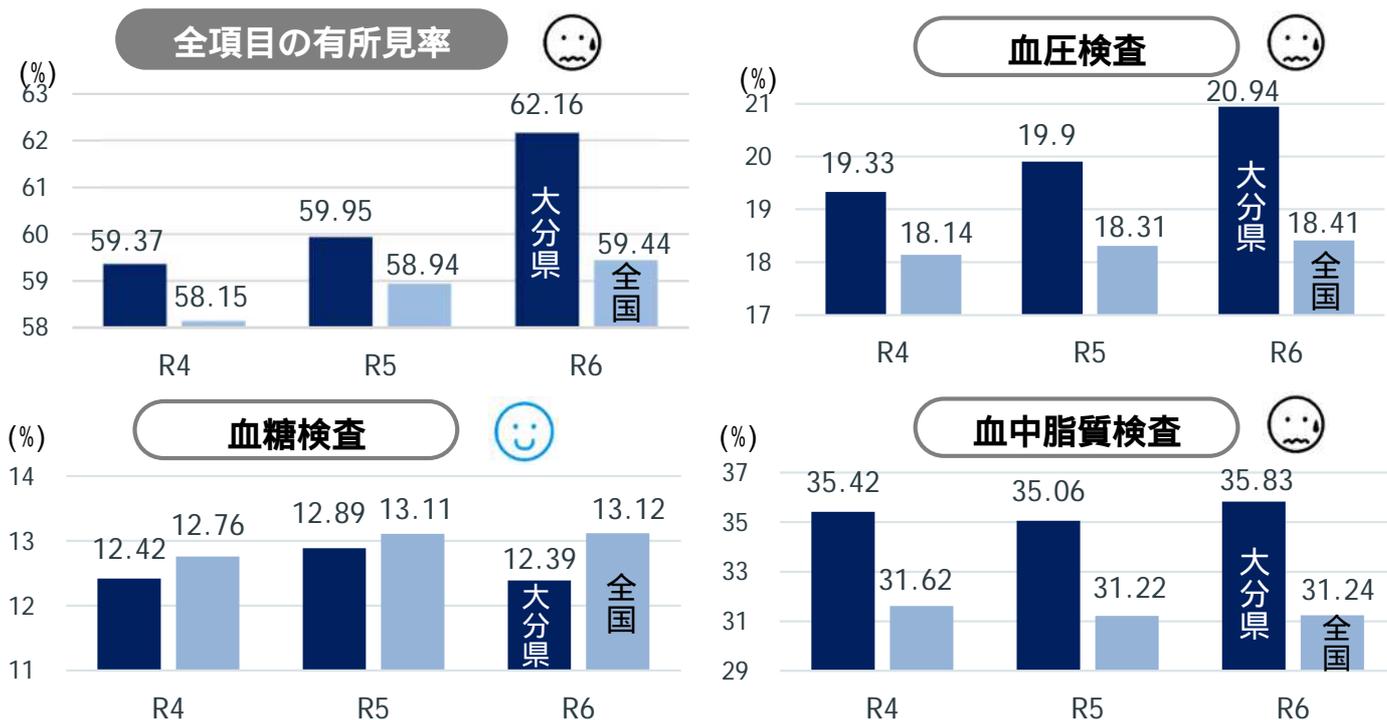
利用者をベッドから車椅子へ移乗するため、2人で抱え上げたところ、足側を持っていた被災者が腰に激しい痛みが走った。
（社会福祉施設・男・30代・5年）

床に座り込んだ利用者を抱え上げてベッドに移そうとしたところ、腰に痛みが走った。
（社会福祉施設・女・60代・14年）

洋式便座の掃除をしようとしてかがんだ時に、腰に激痛が走った。（ビルメンテナンス業・女・30代・2年）



大分県の定期健康診断結果の有所見率は、全国平均を2.72ポイント上回り、約63%となっています。また、脳・心臓疾患の発症の予防等を図るための「労災保険二次健康診断等給付」の給付要件に関する検査項目のうち**血圧検査**、**血中脂質検査**が全国平均を上回っています。



「労災保険二次健康診断等給付」とは、脳血管・心臓の状態把握のための二次健康診断及び脳・心臓疾患の発症の予防を図るための特定保健指導を1年度内に1回、無料で受診することができる制度です。一次健康診断の結果、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲の検査またはBMIの検査のすべてに異常の所見が認められる場合等が給付要件となっています。

健康診断実施後の措置と保健指導

定期健康診断や特殊健康診断の実施後は、労働安全衛生法第66条の4及び第66条の5により、医師（又は歯科医師）からの意見聴取と事後措置の実施が義務付けられています。

健康診断の実施 安衛法第66条第1項～3項

- 健康診断結果の記録の作成（安衛法第66条の3）
- 健康診断結果の労働者への通知（安衛法第66条の6）

保健指導の実施

産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場においては、地域産業保健センターが無料で行う「健康診断の結果についての医師の意見聴取」サービスを活用できます。地域産業保健センターについては10ページをご確認ください。

異常の所見があった労働者

異常所見がある場合、健康診断結果の判定区分は「要経過観察」「要再検査」「要医療」等と記載されます



健康診断事後措置に関して、詳しくは「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」（通称「健康診断事後措置指針」）をご参照ください。



健康診断の結果についての医師等からの意見聴取

安衛法第66条の4

(就業区分)	(内容)	(就業上の措置の内容)
通常勤務	通常勤務でよいもの	なし
就業制限	勤務に制限を加える必要があるもの	勤務による負担を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

医師等の意見を勘案した事後措置

安衛法第66条の5

医師等の意見を勘案してその必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。

その他、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備や医師等の意見の衛生委員会等への報告を行う。

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況

出典 | 厚生労働省報道発表資料

精神障害及び脳・心臓疾患の労災補償状況は、労災請求件数、支給決定件数ともに増加し、依然として高水準で推移しています。

			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全 国	精神障害	請求件数	2,051	2,346	2,683	3,575	3,780
		支給決定件数	608	629	710	883	1,055
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	155	171	183	212	202
		支給決定件数	81	79	67	79	88
	脳・心臓疾患	請求件数	784	753	803	1,023	1,030
		支給決定件数	194	172	194	216	241
うち死亡	請求件数	205	173	218	247	255	
	支給決定件数	67	57	54	58	67	
大 分 県	精神障害	請求件数	20	22	16	30	15
		支給決定件数	16	7	10	17	7
	うち自殺 (未遂を含む)	請求件数	5	1	2	4	1
		支給決定件数	0	3	0	2	2
	脳・心臓疾患	請求件数	5	7	7	12	8
		支給決定件数	3	0	3	1	2
	うち死亡	請求件数	2	3	3	5	3
		支給決定件数	2	0	0	0	1

脳・心臓疾患の時間外労働時間別 支給決定件数 (全国)

	R 5	R 6
45時間未満	0	0
45時間以上 60時間未満	2	1
60時間以上 80時間未満	41	46
80時間以上 100時間未満	60	80
100時間以上 120時間未満	45	40
120時間以上 140時間未満	18	21
140時間以上 160時間未満	16	10
160時間以上	8	16
合計	190	214

異常な出来事への遭遇、短期間の過重業務を除く集計。

【時間外・休日労働時間】 【健康障害のリスク】

月100時間超、または
2～6月平均80時間超



長くなるほど

月45時間以内



時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、健康障害のリスクが徐々に高まり、月100時間超または2～6か月平均で月80時間を超えると健康障害リスクが非常に高くなるという医学的検討結果に基づき、厚生労働省では「過重労働による健康障害防止のための総合対策」を策定し、時間外・休日労働の削減、健康管理体制の整備・健康診断の実施等を推進しています。

過重労働による健康障害を防ぐために

過労死等防止に関する
特設サイト



時間外・休日労働時間を削減しましょう

- 36協定は限度時間等に適合したのものとなっていますか？
- 年次有給休暇の取得を促進しましょう
- 労働時間の設定の改善のための措置を実施していますか？

長時間労働者に対し面接指導等を実施しましょう

- 労働時間の状況を適正に把握していますか？
面接指導については次ページ参照

健康管理体制の整備・健康診断を行いましょう

- 産業医、衛生管理者等を選任していますか？
- 産業医等に対して労働者の健康管理等に必要な情報を提供しましょう
- 健康相談の体制を整備しましょう
- 衛生委員会等を設置していますか？
- 健康診断を確実に実施していますか？
- 健康診断結果に基づく適切な事後措置を実施していますか？